

第 号
年 月 日

様

野田市長 印

過料処分通知書

住 所			
氏 名		生 年 月 日	年 月 日
連 絡 先	自宅・勤務先・携帯電話		

あなたは、次のとおり野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例第8条に規定する禁止行為をし、同条例第9条の勧告に従いませんでした。
よって、野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例第13条の規定により金 円の過料に処します。

違反に関する事実

違反の内容	☐ 路上等喫煙禁止行為		
	☐ ポイ捨て禁止行為		
	☐ 飼い犬等の排泄物等放置禁止行為		
	☐ 落書き禁止行為		
違反の日時	日時	年 月 日 () 午前 午後 時 分頃	
及 び 場 所	場所	野田市	

別途現金又は納入通知書によりお支払いください。

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。